

愛知学院大学歯学部同窓会カード

年会費のご案内

本人会員・家族会員とも無料

2025年12月9日改定

愛知学院大学歯学部同窓会カード会員特約

第1条(カードの名称)

本カードは、愛知学院大学歯学部同窓会(以下「愛知学院大学」といいます。)および三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)が提携して発行するもので、カードの名称は「愛知学院大学歯学部同窓会カード」(以下「本カード」といいます。)と称します。

第2条(入会方法・会員資格)

- 申込者は愛知学院大学および三菱UFJニコス(以下「両者」といいます。)が定める本特約ならびに三菱UFJニコスが定める個人会員規約を承認のうえ、両者に入会を申込むものとします。
- 会員は、両者が本人会員または家族会員として入会を認めた方とし、本特約に基づく資格(以下「愛知学院大学歯学部同窓会カード会員資格」といいます。)と三菱UFJニコスの会員資格(以下「三菱UFJニコス会員資格」といいます。)を有するものとします。
- 三菱UFJニコスは、会員に対し本カードを貸与します。

第3条(年会費)

会員は、本カードに関して、年会費は免除されるものとします。

第4条(特典およびサービスの利用)

- 会員は、三菱UFJニコスが提供する特典およびサービスを受ける場合、三菱UFJニコス所定の方法でその提供を受けるものとします。なお、これらの提供に関して会員と三菱UFJニコスとの間に生じる紛議に対し、愛知学院大学は一切の責任を負いません。
- 会員は、愛知学院大学が提供する本カードに付帯する特典およびサービスを受ける場合、愛知学院大学所定の方法でその提供を受けるものとします。なお、これらの提供に関して会員と愛知学院大学の間に生じる紛議に対して、三菱UFJニコスは一切の責任を負いません。

第5条(会員資格の喪失)

- 愛知学院大学は、会員が次の事項に該当するなど、愛知学院大学歯学部同窓会カード会員資格を有する者として不適格であると判断した場合は、何らの催告を要せず当該会員の愛知学院大学歯学部同窓会カード会員資格を喪失させることができるものとします。
 - 会員が愛知学院大学の提供する本カードに付帯する会員向け特典・サービスを受けるにあたり、不正な行為があった場合。

2. 三菱UFJニコスは、会員に対し、本カードの有効期限が到来する17ヶ月前から1ヶ月前までの期間に、三菱UFJニコスより一度も本カードの利用代金の約定請求がなかった場合、本カードの有効期限の到来をもって該当会員の三菱UFJニコス会員資格を取消すことができるものとします。
3. 会員が愛知学院大学歯学部同窓会カード会員資格を喪失した場合、三菱UFJニコスは、当該会員の三菱UFJニコス会員資格を喪失させることができるるものとします。
4. 会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合は、愛知学院大学歯学部同窓会カード会員資格も喪失するものとします。
5. 会員が愛知学院大学歯学部同窓会カード会員資格を喪失した場合、会員は、本特約に基づく愛知学院大学が提供する本カードに付帯する会員向け特典およびサービスを利用する権利も同時に喪失するものとします。
6. 愛知学院大学または三菱UFJニコスが本カードの返還を求めた場合、会員は返還を求められた本カードすべてを、直ちに三菱UFJニコスへ返還するものとします。

第6条(個人情報の提供・利用に関する同意)

本条は、個人情報の取扱いに関する同意条項(以下「同意条項」といいます。)の特約として定めるものであり、会員または申込者は、両者が、以下の個人情報を以下の目的で相互に提供し、利用することを承認します。なお、両者は個人情報の提供、利用にあたっては、個人情報保護のため適切な措置を講じるものとします。

1. 三菱UFJニコスが愛知学院大学に提供する個人情報と愛知学院大学における利用目的
 - (1)提供する情報
 - イ. 入会申込書および入会後の届出書等に記載された、あるいは申告いただいた事項
 - ロ. 入会審査の結果および三菱UFJニコス会員資格喪失の事実(理由を除きます。)
 - ハ. 本カード会員番号と有効期限
 - 二. 本カードの利用情報(信用情報を除きます。)
 - (2)利用目的
 - イ. 愛知学院大学所定の本カードに付帯する会員向けサービスの提供
 - ロ. 会員管理
2. 愛知学院大学が三菱UFJニコスに提供する個人情報と三菱UFJニコスにおける利用目的
 - (1)提供する情報
 - イ. 愛知学院大学歯学部同窓会会員資格喪失の事実(理由を除きます。)
 - ロ. 愛知学院大学の会員向け特典およびサービス・販売の利用情報
 - (2)利用目的
 - イ. 会員管理

第7条(カードローン)

個人会員規約の規定にかかわらず、カードローンの融資利率(実質年率)は、11.40%とします。

第8条(適用)

本特約に定めのない事項については、個人会員規約または同意条項が適用されるものとし、本特約と個人会員規約または同意条項の間で抵触がある場合には、本特約が優先されるものとします。

<ご相談窓口>

愛知学院大学に対する個人情報の開示・訂正・削除などの会員の個人情報に関するお問合せについては下記にご連絡ください。

愛知学院大学歯学部同窓会

〒464-8650 愛知県名古屋市千種区楠元町 1-100

TEL:052-763-1877